

市営住宅の地域対応活用について

1. 経緯

市営住宅の整備方針については、令和6年10月の産業建設委員会において、廃止する団地、再整備をすすめる団地、継続する団地に分類する方向性を示し、廃止する団地については他の目的を持つ住宅とするなど利活用をすすめることとした。

今年度、利活用のニーズを調査したところ、観光関連事業者などから人手不足の現状を踏まえ、従業員の宿舎として利用したいといった意見が寄せられた。

2. 活用方針

長期にわたって入居の申込みがなく、目的外で利用することで他の活用が見込める住戸について、あらかじめ国の承認を得たうえで、通常の入居手続きによらず使用を許可することができる住宅として活用を図る。別紙1 別紙2

【入居条件等】

入居者	地域において現に住宅に困窮していることが明らかなる者のうち移住を希望する者、若しくは人手不足の解消につながるなど地域の活性化に資する活動のために居住する者
使用料	入居者の所得にかかわらず団地毎に定める通常入居家賃のうち最も低い額
使用期間	1年以内（但し延長を妨げない）
その他	その他の入居条件は一般の入居者と同一

3. スケジュール

令和8年3月 国承認（予定）、取扱要領の策定

4月～ 入居募集（公募）、住宅改修、入居受け入れ

別紙 1

○対象団地一覧（9団地38戸）

種別	地域	団地名	建設年度	間取り	対象住戸	月額家賃 (注1)		
公営住宅 (公営)	清見	大原団地	H3	戸建平屋 3DK	3	17,500 円		
	久々野	無数河団地 (1号住宅)	S61～ S62	戸建平屋 3DK	10	12,700 円		
	高根	高根中央団地	H1～ H2	戸建平屋 3DK	6	12,300 円		
特定市営 住宅 (特定)	清見	大原第1団地	H2	戸建平屋 3DK	1	20,700 円		
	高根	たかね団地	H3～ H4	戸建平屋 3DK	3	15,000 円		
集合2階建 1DK				4	8,300 円			
特定公共 賃貸住宅 (特公賃)	荘川	町屋団地	H11～ H12	戸建2階建 3LDK	2	40,200 円		
	久々野	無数河団地	H6	戸建平屋 3LDK	1	35,500 円		
	高根	日和田団地	H6～ H9	上ヶ洞中央団地	H6	集合3階建 3DK	2	30,400 円
				戸建平屋 3DK	3	26,000 円		
				集合2階建 2LDK	1	23,900 円		
				集合2階建 1DK	2	11,900 円		
合 計					38			

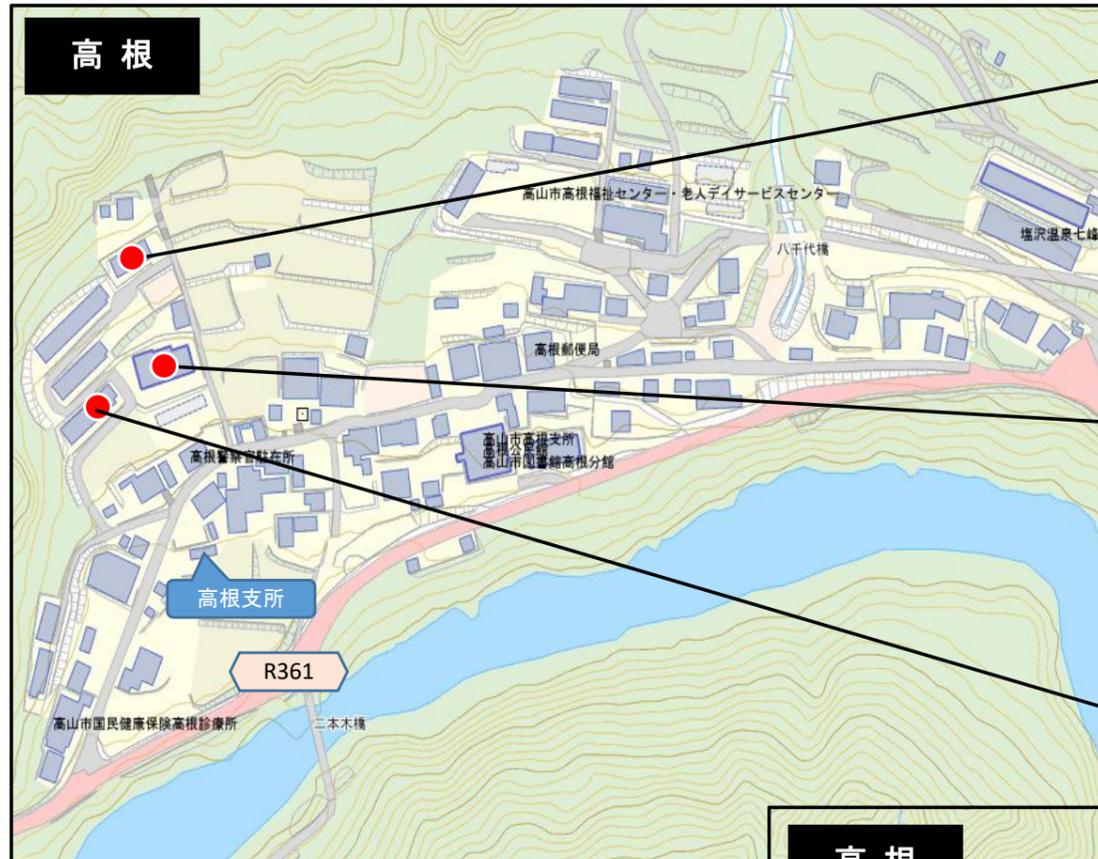
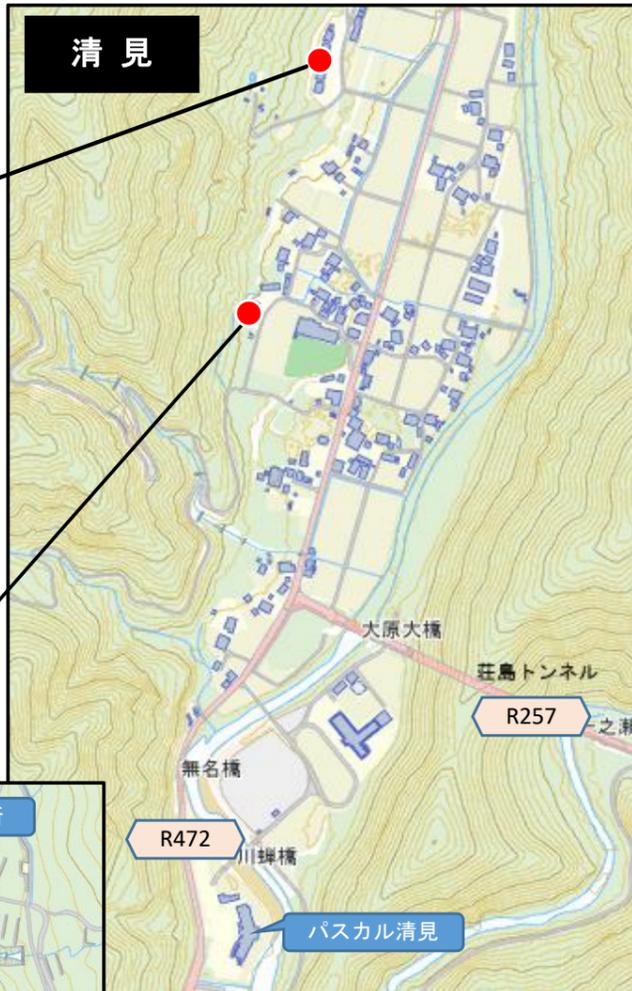
(注1) 公営住宅の家賃は国の算定基準に基づき毎年度算定する。

参考：各住宅の概要

公営住宅	公営住宅法に基づく住宅 住宅に困窮する低所得者等に対して低廉な家賃で提供する 月額世帯所得が15万8千円以下の世帯が対象
特定市営住宅	特定の法律に基づかない市条例により設置する住宅 住宅に困窮する者の居住の用に供することを目的とする 月額世帯所得が40万円以下の世帯が対象
特定公共賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅 中堅所得者の居住の用に供することを目的とする 月額世帯所得が15万8千円を超え48万7千円以下の世帯が対象

【凡例】
 公営……公営住宅
 特定……特定市営住宅
 特公賃…特定公共賃貸住

地域対応活用を実施する市営住宅位置図



たかね団地 特定 7戸



上ヶ洞中央団地 特公賃 2戸



高根中央団地 公営 6戸



大原団地 公営 3戸



大原第1団地 特定 1戸



高根



日和田団地 特公賃 6戸



町屋団地 特公賃 2戸



無数河団地 (1号住宅) 公営 10戸
無数河団地 特公賃 1戸

